

集会アピール

公職選挙法第11条1項1号をさっさと削除して!!!

今、成年後見を利用している人には、選挙権がありません。でも、選挙権はすべての国民の権利です。民主主義の基本です。もともと選挙権と成年後見は何の関係もありませんから、それはおかしいと、私たちは思います。しかし国がちっとも改めないで、とうとう成年後見を利用している本人が4か所で、裁判に訴えました。

平成25年3月14日に東京地方裁判所で判決が出ました。後見を利用している人から選挙権を奪うのは、憲法違反だと言いました。生まれた時から障害のある人、若い時に障害を負った人、年にとって自然と障害が出てきた人も、全てこの国の主権者です。いろいろな障害のある人こそ、自分たちの幸せを願い、国や自治体の政策に期待して1票を入りたいのです。障害のある主権者を大切にしてください。後見が必要な人の声を、政治はもっともっと聞いてください。

国会はようやく、選挙法の改正をするようです。必ずこの国会で改正してください。

今年7月の参議院選挙に、必ず間に合わせてください。

一言付け足します。成年後見の代わりに別の線引きをして、「選挙できる能力」を決めるなんて、できるはずありません。そんなのは変です。別の線引きは、絶対にやめてください。それから、選挙違反は犯罪です。不正を仕掛ける人が、悪いのです。でも、

後見こうけんのことと選挙違反せんきょいはんは全く別のべつことです。選挙違反対策せんきょいはんたいさくはこの問題もんだいと絡めずからに、後であと
じっくりよく審議しんぎしてください。

公職選挙法こうしよくせんきょほう11条1項1号じゅう こう ごう さくじょを削除するだけでいいです。余計なよけいことはありません。

平成25年5月3日せいねん がつ にち キャンパスプラザ京都きょうと

成年後見せいねんこうけん 選挙権せんきょけん 京都訴訟きょうとそしょう 提訴2周年支援集会ていそ しゅうねんしえんしゅうかい 参加者一同さんかしゃいちどう